

事業に使用していたパソコンや車、不要になったので廃棄したり売却した場合の処理はどうするのでしょうか？

Point

- ① 廃棄した場合には仕訳日記帳で、左側「雑損失」、右側「車両や器具備品など」で、固定資産台帳の期首帳簿価額を入力します。
- ② 売却した場合には仕訳日記帳で、左側「事業主貸」、右側「車両や器具備品など」で、固定資産台帳の期首帳簿価額を入力します。
- ③ 売却した場合には「譲渡所得」になり、確定申告で別途申告が必要です。
- ④ 廃棄した場合も売却した場合も、固定資産台帳に「減少年月日」を入力します。
- ⑤ 10万円未満の固定資産や一括償却の対象とした10万円以上20万円未満の固定資産を売却した場合には、譲渡所得ではなく事業所得として「雑収入」で処理をします。

事業に使用していた固定資産を廃棄したり売却した場合には、帳簿と固定資産台帳からのお互い処理が必要になってきますが、その手続きは

① 廃棄した場合

② 売却した場合

によって異なってきます。

① 廃棄した場合

廃棄した場合には、固定資産の購入額のうちまだ減価償却が終わっていない金額（未償却残高）を、帳簿上「雑損失」などの経費として計上することになります。具体的には次のページの様に固定資産台帳にその固定資産が減少した日を入力したのち、仕訳日記帳に未償却残高の金額を入力することになります。

もちろん事業と家事兼用の固定資産については、事業部分しか経費に計上できません。家事部分は「事業主貸」勘定で処理します。

② 売却した場合

売却した場合には、固定資産の購入額のうちまだ減価償却が終わっていない金額を、帳簿上「事業主貸」勘定に振り替えます。具体的には次のページの様に仕訳日記帳に入力したのち、固定資産台帳にその固定資産が減少した日を入力します。

入力例:

1. 廃棄の場合

下記の車両を7月25日に廃棄した。

前年度の未償却残高: 1,333,000円

事業供用割合: 50%

①固定資産台帳から該当資産を選択し、下記の項目を入力する。

青色申告決算書の「減価償却費の計算」に必要な項目			
減価償却資産の名称等	ホンダ アスコット		
勘定科目	車両運搬具		
面積又は数量	1.00	台	
取得年月日	H20/05/01		
取得価額	1,500,000	円	
前年度の未償却残高(期末残高)	1,333,000	円	
償却の基礎になる金額	1,500,000	円	
償却方法	定額法		
耐用年数	6年		
償却率	0.167		
本年中の償却期間	7 / 12 月		
減少年月日(廃棄/売却した日)	H21/07/25	減少年月日に「廃棄日」	減少事由に「除却」
減少事由	除却		
本年分の普通償却費	146,125	円	
割増(特別)償却費	増加償却額	0	円
	割増償却額	0	円
	特別償却額	0	円
本年分の償却費合計	146,125	円	
事業専用割合	50.00	%	
本年分の必要経費算入額	73,063	円	
経費の割合	100.00		
未償却残高(期末残高)	0 円		

②仕訳日記帳で以下のように入力する。

仕訳日記帳			
決算	調整	日付	タイプ
付録1	付録2	伝票No.	生成元
		138	
		07/25	
		139	
		07/25	
		139	

借方勘定科目	借方金額	貸方勘定科目	貸方金額	摘要
借方補助科目		借方補助科目		借方税区分
雑損失	666,500	消費税額	666,500	借方
		車両運搬具	666,500	ホンダアスコット廃棄(50%)
事業主貸	666,500	消費税額	666,500	ホンダアスコット廃棄(50%)
		車両運搬具	666,500	

なお、売却した固定資産については「総合譲渡所得」として、確定申告書の中で申告が必要になります。

譲渡益が出た場合には、譲渡益から50万円の控除額を引いた残りに税金がかかります。譲渡損が出る場合には損失の金額を、事業所得その他の所得と相殺することができます。忘れず申告しましょう。また事業用資産の譲渡損については、事業税の控除対象ともなります。確定申告書の第2表の事業税の欄に「事業用資産の譲渡損失など」という欄がありますので、忘れずに譲渡損失の金額を書いておきましょう。

注意しておきたいのは、譲渡所得とする必要があるものは、固定資産台帳に登録していた固定資産だけです。購入の際「消耗品費」などで処理をした1つあたり10万円未満の固定資産や、一括償却資産として処理を行った10万円以上20万円未満の固定資産については、売却しても譲渡所得として申告する必要はありません。これらの固定資産は、売却の際受け取った金額を「雑収入」として、事業所得の帳簿の中で収益として計上します。

